

平成 27 年 第 1 回
別海町議会臨時会会議録

至 平成 27 年 5 月 8 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成27年 5月 8日）

○議事日程

日程第 1			仮議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号		議長選挙について
日程第 4			会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号		副議長選挙について
日程第 6			議席の指定
日程第 7			常任委員会委員の選任について
追加日程第 1			議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 8			議会運営委員会委員の選任について
日程第 9			広報・広聴常任委員会委員の選任について
日程第 10	選挙第 3号		根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第 11	選挙第 4号		中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第 12	選挙第 5号		根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
日程第 13	同意第 3号		別海町副町長の選任について
日程第 14	同意第 4号		別海町監査委員の選任について
日程第 15	議案第 45号		別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	承認第 3号		専決処分した事件の承認について
日程第 17			委員会の閉会中の継続審査の件

○会議に付した事件

日程第 1			仮議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号		議長選挙について
日程第 4			会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号		副議長選挙について
日程第 6			議席の指定
日程第 7			常任委員会委員の選任について
追加日程第 1			議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 8			議会運営委員会委員の選任について
日程第 9			広報・広聴常任委員会委員の選任について
日程第 10	選挙第 3号		根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第 11	選挙第 4号		中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第 12	選挙第 5号		根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

日程第13 同意第 3号 別海町副町長の選任について
 日程第14 同意第 4号 別海町監査委員の選任について
 日程第15 議案第45号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第16 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
 日程第17 委員会の閉会中の継続審査の件

○出席議員（16名）

1番 小 椋 哲 也	2番 外 山 浩 司
3番 大 内 省 吾	4番 木 嶋 悦 寛
5番 松 壽 孝 雄	6番 森 本 一 夫
7番 今 西 和 雄	8番 西 原 浩
9番 杳 澤 昌 廣	10番 小 林 敏 之
11番 瀧 川 榮 子	12番 松 原 政 勝
13番 戸 田 憲 悦	14番 中 村 忠 士
15番 佐 藤 初 雄	16番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	代表監査委員 志 賀 正 章
監 査 委 員 田 村 秀 男	農業委員会会長 小 野 榮 一
総 務 部 長 佐 藤 次 春	福 祉 部 長 竹 中 仁
産業振興部長 磯 田 俊 夫	建設水道部長 磯 田 俊 夫
教 育 部 長 中 谷 隆 弘	病院事務長 佐 藤 一 彦
会 計 管 理 者 田 保 圭 乙	監査委員事務局長 宮 越 正 人
農委事務局長 山 崎 茂	総 務 部 次 長 河 嶋 田 鶴 枝
産業振興部次長 佐 藤 則 夫	産業振興部次長 山 崎 茂
総合政策課長 浦 山 吉 人	財 政 課 長 河 嶋 田 鶴 枝
税 務 課 長 中 村 公 一	福 祉 課 長 山 田 一 志
介護支援課長 今 野 健 一	特養建設準備室長 竹 中 仁
町 民 課 長 三 戸 俊 人	保 健 課 長 門 脇 芳 則
老 健 事 務 長 阿 部 美 幸	農 政 課 長 山 崎 茂
水産みどり課長 佐 藤 則 夫	商工観光課長 大 槻 祐 二
管 理 課 長 小 島 実	事 業 課 長 小 島 実
上下水道課長 佐 藤 敏	出 納 室 長 田 保 圭 乙

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

4番 木 嶋 悦 寛 5番 松 壽 孝 雄

6 番 森 本 一 夫

◎臨時議長の紹介・挨拶

○議会事務局長（登藤和哉君） おはようございます。私、議会事務局長の登藤和哉でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、戸田憲悦議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは戸田議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいま御紹介されました戸田でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（戸田憲悦君） 初めに、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 皆さんおはようございます。

本日の臨時会は、統一地方選挙後の初議会として、招集をさせていただきました。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中、全員の出席をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、4月26日に執行されました別海町議会議員選挙におきまして、定数削減の中、厳しい選挙戦を勝ち抜き、見事に当選の栄誉に浴されたことに、心からお祝いを申し上げます。

また、私も議員の皆様と同様、町民の皆様からの審判を受けまして、当選をさせていただき、4月28日から3期目の町長として就任をいたしました。

私は常々申し上げておりますが、町民との対話を大切にして、謙虚で清潔な政治姿勢を貫いていきたい、この思いを新たにいたしているところでございます。

さらには、協働のまちづくりを基本とし、平成30年度を目標として現在進行中の第6次総合計画を着実に推進しながら、地方創生への取り組みに全力を傾け、「人が輝く、まちが輝く、自然が輝く」魅力あるまちづくりに、誠心誠意、努力をする所存でございます。

申し上げるまでもなく、本町には財政の現状、少子高齢化と人口減少の問題、基幹産業を取り巻く厳しい環境など多くの課題があります。

地方分権が進められる中、地域の課題は地域で着実に解決し、自立したまちづくりを進めることが求められております。

私も行政にとっても、議会の皆様にとっても、その役割や責任に対する期待がますます大きくなっていることを、再認識しなければならないときだと思っております。

私を初め、理事者、そして職員一同そのことをしっかり認識をし、議会の皆様との議論を大切にし、緊張感を持ちながらも歩調を合わせて、本町の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、本町の課題解決のため、温かい御理解のもと積極的な取り

組みを期待いたしておりますとともに、町民の皆様方との福祉の増進、町政の発展のために、御協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

本日の臨時会につきましては、議会構成が主な目的であります。緊急を要する人事案件の選任同意2件、町税条例等の一部改正の議案のほか、承認1件、報告1件、全部で5件を提出しておりますので、御審議を賜り御決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、どうかますます御健勝で御活躍くださいますよう心から御祈念をいたしまして、開会に当たっての私の挨拶といたします。

これから4年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（戸田憲悦君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいまから、平成27年第1回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、臨時議長において指名いたします。

木嶋悦寛議員、松壽孝雄議員、森本一夫議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（出入り口閉鎖）

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいま出席している議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、今西和雄議員、西原浩議員、沓澤昌廣議員を指名いたします。

次に選挙に入りますが、その前に、事務局長に選挙の方法等について説明をさせます。
事務局長。

○議会事務局長（登藤和哉君） それでは、選挙を行うに当たりまして、関連法規などに

ついて簡単に御説明申し上げます。

まず、選挙の方法ですが、地方自治法第118条で投票による選挙、または、指名推選の方法を用いることができることとなっています。

指名推選とは、投票を行っても、同一の結果が得られるという場合に限り認められる方法であり、1人の異議もないときに成立いたします。

投票による選挙を行う場合は、公職選挙法の一部が準用されます。

その際、内容につきまして申し上げますと、まず1点目でございます。

選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自署し、これをみずから投票箱に入れなければなりません。なお、記載は自席で行い、投票は議長の指示によることとなります。

次に2点目でございます。

投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。すなわち無記名投票ということでございます。

次に3点目でございます。

身体障害などにより記載することができない場合は、代理投票ができることとなっております。なお、代筆については、議長が定めた者となります。

次に4点目でございます。無効票についてです。

次に該当する場合は無効となります。

一つ目、所定の用紙を用いないもの。

二つ目、候補者となることができない者の氏名を記載したもの。これはすなわち、議員の中から選挙することとなっておりますので、議員以外の氏名を記載したものは無効となります。

三つ目でございます。1枚の投票用紙に2名以上の氏名を記載したもの。

四つ目、被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの。例えばでございますが、投票開始前に何らかの理由で被選挙権を失った議員に対し投票するものは無効ということになります。

五つ目でございます。候補者の氏名のほか、ほかのことを記載したものはだめでございます。

六つ目でございます。候補者の氏名を自分で書いていないもの、これは、ゴム印を押したような形となるものは無効でございます。

次に7番目、誰を記載したか確認しがたいもの。したがって、楷書で丁寧に書いていただきたいと思います。

8番目でございます。公職選挙法第68条に明文化されてはおりませんが、白紙投票や記号、符号、番号等を記載したものは無効となります。

次に、5点目でございます。

当選人についてありますが、有効投票数の最多票を得て、かつ、法定得票数以上である場合に当選人となります。

法定得票数は、有効投票数を定数で割って、4分の1を掛けたものを言います。例えばでございますが、議長選挙において、有効投票が16票である場合は、有効16票割る定数1、掛ける4分の1イコール4票というのが法定得票となります。法定得票に達しない場合は、繰返し選挙を行うこととなります。

2、上位得票が同数の場合、この場合はくじで決めることとなっております。そのような場合は、また改めて御説明をさせていただきます。

また、公職選挙法が一部適用されない部分もあります。

無効となる場合がございますが、例えば同一の姓の候補者が2人以上である場合、今回はちょっと該当しませんが、その氏のみ記載された票は無効となります。

次に、当議会と会議規則との関係について御説明いたします。

会議規則第26条では、議会で選挙を行うときは、議長はその旨を宣言することとなっています。

会議規則第27条では、選挙を行う宣言を行った際に、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。したがって、不用意に席を立たないようにお願いいたします。このほか、投票の方法について御説明申し上げます。

投票用紙は、議長の指示により事務局員が配付をいたします。記載は自席でお願いいたします。

投票は、議長の指示により1番から順次点呼いたしますので、正面に用意した投票箱に投票願います。なお、投票につきましては、正面に向かって時計回りをお願いいたします。

最後に、選挙の異議申し立てについて御説明させていただきます。

選挙の異議申し立ては、投票直後から次の議題に入るまで行わなければ効力がないという行政実例がございますので御承知おきを願いたいと思います。

以上で、選挙関連の規定及び進め方についての説明を終わります。

○臨時議長（戸田憲悦君） 次に、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局員。

（投票用紙配付）

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

（「異状なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（登藤和哉君） それでは、順次点呼いたします。

1番小椋哲也議員、2番外山浩司議員、3番大内省吾議員、4番木嶋悦寛議員、5番松壽孝雄議員、6番森本一夫議員、7番今西和雄議員、8番西原浩議員、9番沓澤昌廣議員、10番小林敏之議員、11番瀧川榮子議員、12番松原政勝議員、14番中村忠士議員、15番佐藤初雄議員、16番渡邊政吉議員、最後に戸田憲悦議員。

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。今西議員、西原議員、沓澤議員、開票の立会をお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（戸田憲悦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 16 票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、松原議員 11 票、今西議員 5 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票でございます。

したがって、松原議員が議長に当選されました。

議場の入り口を開きます。

（出入り口の閉鎖解除）

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいま議長に当選された松原議員に、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました松原議員から、議長当選の挨拶をいただきます。

松原議員、登壇願います。

○議長（松原政勝君） 一言御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の御推挙によりまして議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄であり、衷心より厚く感謝申し上げます。

私は、もとより浅学非才でありまして、この責任の重さを一層痛感いたしているところでございますが、ここに皆様の御推薦を受けました上は、町政の推進と議会の円滑な運営のため懸命の努力を傾注する所存であります。

本町は今、少子高齢化時代にあつて、地方分権、地域主権の行財政運営を求められる中、地域産業の振興や医療福祉の推進など、多くの課題を抱えております。

このような中で、ますます多様化する地域の要望や町民の負託にこたえるために、私も議会人は今後、格段の努力を要するものとする次第であります。

何とぞ、議員の皆様方、理事者の皆様方、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（戸田憲悦君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

議員各位の御協力に感謝を申し上げ、議長の席を交代いたしたいと存じます。

松原議員、議長席にお着き願います。

（議長席に着席）

◎日程第 4 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第 4 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 5 選挙第 2 号

○議長（松原政勝君） 日程第 5 選挙第 2 号副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(出入り口閉鎖)

○議長(松原政勝君) ただいま出席している議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、今西和雄議員、西原浩議員、沓澤昌廣議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局員。

(投票用紙配付)

○議長(松原政勝君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

(「異状なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(登藤和哉君) それでは、1番小椋哲也議員、2番外山浩司議員、3番大内省吾議員、4番木嶋悦寛議員、5番松壽孝雄議員、6番森本一夫議員、7番今西和雄議員、8番西原浩議員、9番沓澤昌廣議員、10番小林敏之議員、11番瀧川榮子議員、13番戸田憲悦議員、14番中村忠士議員、15番佐藤初雄議員、16番渡邊政吉議員、最後に松原議長。

○議長(松原政勝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に開票を行います。今西議員、西原議員、沓澤議員、開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長(松原政勝君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票15票、無効投票1票です。有効投票のうち、佐藤議員15票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

したがって、佐藤議員が副議長に当選されました。

議場の入り口を開きます。

(出入り口の閉鎖解除)

○議長(松原政勝君) それでは、ただいま副議長に当選されました佐藤議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました佐藤議員から、副議長当選の御挨拶をいただきます。

佐藤初雄議員、登壇願います。

○副議長(佐藤初雄君) ただいま副議長選挙におきまして、副議長に皆さん方の御推挙

いただきまして、当選させていただきました。私、本当に身に余る光栄でございます。

非才な私でございますけれども、今後、別海町におかれまして、現状を踏まえましてもですね、ＴＰＰを初めとして、非常に別海町がひっくり返るような大きな課題といえますか、難題を持っております。

しかし、これは私たち、振り返りますと、先輩たちが百数十年かけて、別海町をつくった中で、特に戦後、あの厳しい中で、新酪農村、その前には根釧パイロットファームと、非常に誰も経験したことのない大型プロジェクトを実施、それが今日の別海町を支えていると言っても過言ではないと私は思っております。

そういう意味では、第３の新しいプロジェクト、国営かん排、プラス何か新しいもの、そして、別海町は全国にないものを、次々と新しい事業を取り入れながら、町民の福祉向上、生活向上、これをやってきたわけでありまして、私もその一助を担えるような、副議長になればと思います。

非才ではありますが、議会はもとより、理事者、職員の皆さんが一丸となって、この難局を乗り越えられる一助になればと思っています。

力強い、温かい御支援をお願いしたいと思います。

簡単ですけれども、一言就任に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。

○議長（松原政勝君） ここで議席指定及び議会構成の調整のため、１１時１０分まで休憩いたします。

午前１０時４０分 休憩

午前１１時０７分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第６ 議席の指定

○議長（松原政勝君） 日程第６ 議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎日程第７ 常任委員会委員の選任について

○議長（松原政勝君） 次に、日程第７ 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

常任委員会の構成については、先例に従い、町内を３地区に分け、別海東部地区、別海中央地区、別海西部地区とし、また、議会運営委員会の協議結果に基づき、別海東部地区から２名、別海中央地区から２名、別海西部地区から２名の選考委員を選出し、これに正副議長が加わった選考委員会を設置し、選考することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 御異議なしと認めます。

したがって、町内３地区からの委員６名と正副議長による選考委員会を設置することに決定いたしました。

各地区からの選考委員６名については、さきに開催した議員全員による協議で決定して

おりますので報告をします。

別海東部地区、西原議員、戸田議員。

別海中央地区、木嶋議員、沓澤議員。

別海西部地区、松壽議員、中村議員。

以上のとおりであります。

直ちに選考委員会をお開きください。委員会室１を御使用ください。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時１０分 休憩

午前１２時５７分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名することに決定いたしました。

それではここで、暫時休憩をいたします。

午前１２時５８分 休憩

午前１２時５８分 再開

○副議長（佐藤初雄君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

しばらくの間、松原議長にかわって議長の職務を行います。

ただいま松原議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

ここでお諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐藤初雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第１１７条の規定により、松原議長が除斥になりますので、退席されました。

◎追加日程第１ 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（佐藤初雄君） 追加日程第１ 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、議会全体の統制者であり、本会議における議事の整理者としての議長の職責上の権限を考慮するとき、議長を常任委員会委員から除外することは差し支えなく、また、

行政実例でも辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものであります。

ここでお諮りします。

本件は申し出のとおりに、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐藤初雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については、許可することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会を直ちに開きください。

総務文教常任委員会は委員会室1、福祉医療常任委員会は委員会室2、産業建設常任委員会は委員会室3を御使用ください。

ここで、休憩を30分間いたしたいと思います。

午後 1時02分 休憩

午後 1時27分 再開

○議長（松原政勝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

まず、総務文教常任委員会、委員長に松壽委員、副委員長に小林委員。

福祉医療常任委員会、委員長に戸田委員、副委員長に今西委員。

産業建設常任委員会、委員長に沓澤委員、副委員長に渡邊委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（松原政勝君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の指名は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員の指名を行います。

松壽議員、沓澤議員、戸田議員、西原議員、佐藤議員、以上5名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていた
だきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。委員会室1を御利用ください。

ここで、15分休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時43分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会運営員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告
が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に西原委員、副委員長に松壽委員。

以上のとおり互選されたことを報告します。

◎日程第9 広報・広聴常任委員会委員の選任について

○議長（松原政勝君） 日程第9 広報・広聴常任委員会委員の選任を行います。

広報・広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、
議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、広報・広聴常任委員会委員の指名は、議長において指名することに決定い
たしました。

それでは、広報・広聴常任委員会の指名を行います。

小椋議員、外山議員、大内議員、木嶋議員、森本議員、瀧川議員、佐藤議員、以上7名
を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名の議員を広報・広聴常任委員会委員に選任する
ことに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていた
だきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。委員会室1を御使用ください。

ここで、15分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の広報・広聴常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結
果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に木嶋委員、副委員長に瀧川委員。
以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第１０ 選挙第３号

○議長（松原政勝君） 日程第９ 選挙第３号根室北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部消防事務組合議会議員に、４番木嶋議員、１０番小林議員、１５番佐藤議員、１６番松原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名をしました根室北部消防事務組合議会議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました４番木嶋議員、１０番小林議員、１５番佐藤議員、１６番松原議員が、根室北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部消防事務組合議会議員に当選されました４名の議員に、本席から、会議規則第３３条第２項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第１１ 選挙第４号

○議長（松原政勝君） 日程第１１ 選挙第４号中標津町外２町葬斎組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中標津町外2町葬斎組合議会議員に、1番小椋議員、11番瀧川議員、15番佐藤議員、16番松原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました中標津町外2町葬斎組合議会議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番小椋議員、11番瀧川議員、15番佐藤議員、16番松原議員が、中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました。

ただいま中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました4名の議員に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎日程第12 選挙第5号

○議長（松原政勝君） 日程第12 選挙第5号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に、7番今西議員、12番戸田議員、15番佐藤議員、16番松原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました根室北部廃棄物処理広域連合議会議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7番今西議員、12番戸田議員、15番佐藤議員、16番松原議員が、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました4名の議員に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りします。

日程第13 同意第3号から日程第16 承認第3号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 同意第3号から日程第16 承認第3号までの4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第13 同意第3号

○議長（松原政勝君） 日程第12 同意第3号別海町副町長の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第3号別海町副町長の選任について御説明を申し上げます。

現副町長の磯田俊夫氏が、この5月14日をもって任期満了となります。

つきましては、新たに佐藤次春氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期は、平成27年5月15日から平成31年5月14日までの4年間でございます。

佐藤氏につきましては、住所は別海町別海常盤町245番地の88、昭和31年3月19日生まれの59歳。現在、総務部長を務めております。

若干経歴を申し上げます。

昭和49年3月に北海道中標津高等学校を卒業され、同年4月、別海町役場に採用となり、町立別海病院を初めとして、上風連出張所、総務部管財課、総務部財政課、地域対策室の勤務を経て、平成元年度の1年間、北海道へ研修職員として派遣されております。

その後、財政課、農林課、総務課でそれぞれ勤務をされ、平成16年からは財政課長、平成19年には水産みどり課長、平成20年には老人保健施設すこやか事務長、平成21年には議会事務局長、平成24年には福祉部長、平成26年4月からは総務部長として現在に至っているところでございます。

さまざまな部署での勤務経験と職を歴任されておりました、行政全般に大変精通をしておられ、私は最適任者と考えておりますので、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第14 同意第4号

○議長(松原政勝君) 日程第14 同意第4号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

森本議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(森本議員 退場)

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(水沼 猛君) 同意第4号別海町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

議会選出の監査委員につきましては、これまで山田信氏でございましたが、御承知のとおり、議員任期満了をもちまして引退をされております。

したがいまして、新たに議会選出の監査委員として森本一夫議員を選任いたしたいと考えておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会からの同意をお願いするものでございます。

任期については、平成27年5月8日から平成31年4月30日まででございます。

若干でございますが、森本氏の経歴について申し上げます。

森本氏は、別海町別海寿町63番地の92にお住まいで、昭和25年4月9日生まれの65歳でございます。

昭和44年4月1日から昭和54年10月26日まで民間会社に勤務をされ、その後、平成19年4月まで別海町役場に勤務をされておりました。

平成23年4月、別海町議会議員に初当選をされております。

議会におきましては、総務文教常任委員会委員、福祉医療常任委員会委員、また、議会広報特別委員会委員、さらには、平成26年度決算審査特別委員会副委員長を歴任されておりまして、現在2期目でございます。

計数にも非常に明るく、識見が豊かな方でありますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(松原政勝君) 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(森本議員 入場着席)

◎日程第15 議案第45号

○議長(松原政勝君) 日程第15号 議案第45号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(中村公一君) 議案第45号別海町町税条例等の一部を改正する条例制定について、内容を御説明申し上げます。

本案は去る3月31日に公布されました。

地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号に基づく改正となります。

平成27年度税制改正におきましては、みずからの発想で特色を持った地域づくりができるよう地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要であるとされたところで

す。
改正の内容は、消費税率の引き上げ延期に伴う税制措置にあわせ、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実にするため、環境負荷の小さい車両に対して、排ガス、燃費性能の基準に応じて、軽自動車税グリーン化特例の導入や低価格で販売されている紙巻たばこ旧3級品について、取り巻く環境が変化してきていることに鑑み、紙巻たばこ旧3級品に係る国及び地方たばこ税の特例税率を廃止するなどの所要の措置が講じられました。

この改正に基づき、それぞれ関連する項目について、町条例の条項の改正並びに条文の整理を行うものであります。

議案書では1ページから17ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

1ページから36ページまでが改正案の新旧対照表で右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

次に、37ページをお開き願います。

こちらの説明資料により、主な改正要旨及びその他の改正条項を申し上げます。

資料は左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、参考法令の区分となっております。

主な改正要旨は2点で、1番目、改正項目、軽自動車のグリーン化特例は、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するものです。

税の軽減につきましては、その性能と車両区分で異なっています。

中段の表、左側、軽自動車の乗用は電気自動車等がおおむね75%軽減、平成32年度燃費基準プラス20%達成車はおおむね50%軽減、平成32年度燃費基準達成車はおおむね25%軽減となります。

右側の表、軽貨物車は、電気自動車等は乗用と同様におおむね75%軽減、平成27年度燃費基準プラス35%達成車はおおむね50%軽減、平成27年度燃費基準プラス15%達成車はおおむね25%軽減となるものです。

適用期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した軽4輪等で、翌年度の平成28年度分の軽自動車税のみが軽減となるものです。

軽減後の税額は、後ほど下段の表で御確認願います。

次に38ページ、2番目、たばこ税の税率の特例です。

3級品の特例税率は、昭和60年度に廃止されたたばこ専売制のもとで、廃止時に3級品として低価格で販売されていた銘柄の紙巻たばこについては、当分の間の措置として、現在に至るまで税率を軽減する経過措置が講じられていましたが、今回の改正により、特例税率を廃止し、税率を引き上げるものです。

改正の背景といたしましては、平成22年10月のたばこ税の引き上げに伴い、小売価格の大幅な引き上げ以降、販売数量が急増し、近年喫煙者の健康が課題となり、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結国として、たばこ対策の強力な推進が求められ、廃止することとなったものです。

また、税率引き上げにつきましては、激変緩和の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率の引き上げを実施するものです。

市町村たばこ税の税率は、現在、1,000本当たり2,495円となっておりますが、平成28年4月1日からは1,000本当たり2,925円、平成29年4月1日からは1,000本当たり3,355円、平成30年4月1日からは1,000本当たり4,000円、平成31年4月1日からは特例税率が廃止され、一般品と同じ5,262円まで税率を引き上げるものです。

次に39ページをお開き願います。

その他の改正条項の内容につきましては、ほとんどが地方税法改正に合わせて改正となるもので、各条文の内容説明は省略し、主な改正内容のみを申し上げます。

1番と5番は番号法改正に伴う所要の措置です。

2番は引用条文の整理です。

3番は法人町民税均等割の税率適用区分の改正に伴う所要の措置です。

4番は所得税における国外転出時課税の創設に伴う措置です。

6番から8番までは、条項の整理です。

9番及び、40ページの11番から16番までは、番号法改正に伴う所要の措置や減免の申請期限に係る条文の整理となります。

18番は個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長です。

19番はふるさと納税の申告特例とふるさと納税に係る申告手続の簡素化について改正したものです。

21番は条文の見出しの整理です。

41ページをお開き願います。

22番から25番までは、地方税法にあわせて年度を改正するものです。

26番から28番までは、軽自動車税のクリーン特例規定や紙巻たばこ旧3級品の特例税率廃止による改正です。

なお、それぞれの改正の適用につきましては、資料の右側に記載した適用年月日からとなるものです。

以上で、議案第45号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 中心的に1点なのですが、番号法の改正に伴う所要の措置が何カ所かでとられるということで、例えば町民税の申告や、あるいは減免にかかわる手続で、この番号制が具体的に使われるということになるのだらうなというふうに思うのですが、その点で、町としてのですね、その番号制を具体的に導入していく、その準備状況がちゃんと整うのかどうかということで、その状況をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） はい、総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） ただいまの中村議員の質問にお答えしたいと思います。

番号法に伴う町の準備体制ということでございますけれども、町の体制につきましては、昨年の6月から町内に別海町社会保障・税番号制度に係る庁内連絡会議の設置をとり行いまして、関係する課等の委員をもって構成するこの会議において、所要の取り組みについて検討を進めてまいっているところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、基本的に社会保障・税番号制度ということで、個人番号の取り扱いについては、社会保障にかかわるもの、あるいは税にかかわるものの情報につきましては、この会議において、どのような事務がこれらに抵触することになるのか、その事務の洗い出しを行いまして、それをどのように管理をしていかなければならないのか、専門的に言いますと、特定個人情報保護評価というものをそれぞれの事務に応じまして、これから定めた中で公開をして管理を進めていくということになっております。

ただ、今まで第4回目の検討委員会を行ってまいりましたけれども、所管の事務につきましの洗い出しを終えまして、個人情報保護評価をする項目を定め、これから公開に向けて進めているというところでございます。

それからもう1点ですけれども、町民に対する周知ということでございます。

これにつきましては、もともとは国の制度でございますので、国のほうで積極的に今、公開をされているところでございますけれども、本町におきましても、別海広報の1月号から順次、毎月、各情報のほうを掲載してまいりまして、今後もこれは継続して続けてまいりますけれども、ホームページ等も通じて、特に町民に関係の深い事柄につきましては、ピックアップしながら、その中で広報作業を進めていき、順次周知してまいりたいという

ふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 公開についてちょっと具体的にいつから、具体的にそれが行われるかというその日時、日程についてはちょっと聞かれなかったので、そこら辺のめどが立っていれば、ひとつ教えていただきたいということと、当然、今のお話の中にありますように、町民に対する周知というのは非常に難しいかなというふうに思うのですね、ほとんどこのことについては、言葉では聞いているということがあってもですね、具体的に内容がよくわからないというのが実態ではなかろうかというふうに思うのですね。

だから広報を通じて、確かに周知の努力はされているというふうに思うのですが、それでも、それだけで十分なかなという気がしますので、何らかの方策を考えておられるかどうか、そこら辺もちょっとお聞きます。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） お答えさせていただきます。

昨年度は、先ほど申し上げましたように、庁内に検討組織を立ち上げた時点では、スケジュールといたしまして、特定個人情報保護評価の実施というものを、本年6月をめどに行ってまいりたいというふうに考えておりました。

多少ですね、その日程につきましては、ずれ込んでいる部分もあるのですが、評価のほうを行い、特定個人情報保護委員会への提出、公表等を進めてまいりたいと思います。

その後に、9月の定例会を想定しているのですが、個人情報保護条例、あるいは番号利用、提供、紹介に係る条例等の制定、改定等の手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、さらなる町民への周知という趣旨の御質問であったかと思いますが、先ほど申し上げましたように、広報等への連続しての掲載も行っておりますが、確かに、議員おっしゃるように、まだまだその浸透の状況を考えますと、不十分というところも思い当たるところでございます。

今後につきましては、例えばですけれども、宅配講座みたいな形で町民からの小さい単位でも、大きい単位でも要請等があったときにピンポイントでですね、そういうものに対応していけるようなシステムも必要かなというような考えは持っているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、最後になりますけれども、大体めどとしてどうなのかというのはわかりました。

今後ですね、中身が議会にも知らされていくものというふうに思いますので、十分な吟味が必要かなというふうに思っていますので、ぜひ資料等については議会にですね、丁寧に、提出していただきたいというふうに思っています。

それで一つ提案も含めてですが、最後の質問になります。提案も含めてですが、この町民に対する周知という点では、ぜひですね、町内会等ですね、自主的な組織といいましかね、そういうものの活用というものも、ひとつ考えてよろしいのではないだろうかというふうに思うのです。

そこら辺、もし考えがあればですね、お聞きかせ願いたいと思います。

これ最後です。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、あらゆる面からですね、周知の方法については、さらに検討を進めてまいっていかなければならないと考えております。

議員のお話のあった町内会を活用するという周知のあり方についても、検討させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（松原政勝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 承認第3号

○議長（松原政勝君） 日程第16 承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

はい、税務課長。

○税務課長（中村公一君） 承認第3号専決処分した事件の承認について、内容を御説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、昨年5月の町税条例改正において、平成27年4月1日から施行するとしていた原動機付自転車及び2輪車等に係る軽自動車税の税率改正を1年延期することとした別海町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定です。

本件につきましては、平成27年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、改正するものでございます。

町税条例においても、当日中に改正条例を公布施行しなければ効力が発生しないことから、時間的な余裕がなく、専決処分により対応させていただいたところです。

改正内容につきましては、議案書18ページから20ページまででございますが、専決処分の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料42ページをお開き願います。

こちらのページは本改正の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

次に、４３ページをお開き願います。

説明資料は、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、参考法令の区分になっています。

改正項目は、軽自動車税の税率の適用年月日です。

改正する条項は、平成２６年改正附則の第１条と第４条です。

改正内容は、平成２６年度税制改正により、平成２７年度以後の年度分の軽自動車税について適用するとしていた原動機付自転車、２輪軽自動車、２輪小型自動車、専ら雪上を走行するもの及び小型特殊自動車の税率引き上げについて、適用開始を１年間延長し、平成２８年度からとするもので、平成２７年３月３１日付けにおいて、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し承認を求めるものです。

以上で、承認第３号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 承認第３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第３号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第１７ 報告第３号

○議長（松原政勝君） 日程第１７ 報告第３号専決処分の報告について、根室中部３号主要幹線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

総務部次長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 報告第３号の内容説明をいたします。

議案２３ページをお開きください。

報告第３号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年４月２３日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成26年12月12日、議案第89号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億1,016万円（内消費税及び地方消費税額816万円）」を「1億1,181万2,400円（内消費税及び地方消費税額828万2,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、本工事の路盤材についてコンクリート再生骨材にて積算しておりましたが、各再生プラントに出荷可能な再生骨材がなかったことから、天然骨材であります切り込み砂利へ変更したことなどにより165万2,400円の増額となったものです。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（松原政勝君） 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時50分

◎町長挨拶

○議長（松原政勝君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、議長、副議長、さらには各委員会の構成等も固まりまして、新たな4年間のスタートを切ったところでございます。

そして、早速、議案1件、同意案件2件、承認1件について、御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

議会も本日から、いよいよ本格的な始動となりますが、多くの行政課題を抱えた中での新たなスタートであります。

冒頭の挨拶の中でも申し上げましたとおり、「行政と議会が議論を深めながら、情報を共有し、常に町民のために」を念頭に置いて、公正、かつ、誠実にまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、重ねて御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

ここで1点、御報告をさせていただきます。

昨年の12月の爆弾低気圧により被害を受け、通行が不能となっていた野付半島の木道の復旧等の対応についてであります。

木道の所管であります北海道は、越冬するたびに破損する現在の施工方法では、今後においても多額のランニングコストがかかることから、復旧工事のあり方を検討するとし、撤去については3月に予算計上し、発注している状況にありました。

町といたしましては、地元観光に大きな影響があることから、早期復旧について強く要望し、協議を重ねてきたところでございますが、根室振興局から平成28年の観光シーズン前までに、復旧工事費を予算要求する方向であり、今シーズンには間に合わないとの回答がありました。

新聞報道等で御承知と思いますが、今シーズンにおいて木道が使用できないことは、本町のみならず道東の観光関係産業に与える影響が多大であると判断をしまして、北海道の了解を得て、ハイシーズンである7月からの通行が可能となるよう、町において補修工事を発注していますので、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

さて、本年の当初予算につきましては、いわゆる骨格予算として編成をしておりますので、6月の定例会におきまして補正予算による肉付けを予定しております。

あわせて、今年度の行政執行方針と教育行政執行方針につきましても、6月定例会で明らかにさせていただきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

なお、4月以降、空席となっております産業振興部長、建設水道部長の職を含めた職員の人事につきましては、6月1日付けの発令に向けまして、準備を進めておりますので、いまいし時間をいただきたいと思いますところでございます。

また、先ほどの同意案件の中でも触れましたが、5月14日をもちまして磯田副町長が、本町の行政推進に大きな御功績を残しながら、任期満了を迎えることになります。

同意をいただきましたとおり、佐藤副町長が選任をされ、15日に新たに就任することになります。

退任、就任の時期には、まだ期間がありますが、この機会に両名から挨拶する時間をいただきたく、お願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

◎副町長退任挨拶

○議長（松原政勝君）　ここで、御連絡申し上げます。

副町長から挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

議員の皆様は、このままでお待ちください。

退任される挨拶をお願いいたします。

○副町長（磯田俊夫君）　きょうが、皆さん方にお会いする最後の機会でございます。

そんなことで、こうしてお時間をいただきましたこと大変厚く御礼申し上げます。

まずもって、きょうは新年度といいますか、これからの議会運営に向けて、いろいろ先ほど、議会構成が決まったようでございます。

議長に就任されました松原議長さん、そして副議長の佐藤さん、そして各常任委員には、松壽議員さんが総務文教委員長、福祉医療では戸田議員さんが委員長さんということで、さらには産業では沓澤議員さんが委員長なっております。

そして、議会全体を取りまとめ運営する議運の委員長に西原議員さん、議会広報でいろいろと町民の皆さんに、広報官として発信元の委員長が木嶋議員さんということで、これからの新しいスタートが決まりましたことを心から御期待を申し上げます。

私は、水沼町政がスタートしたときに、副町長を拝命いたしまして、早8年になります。私の役場職員ということの中では予想外の大役を受けました。

さらには3セクの社長ということで、想像もつかないような役を次から次と受けて、本日までやらせていただきました。

性格的には気性が激しいものですから、全道的にはこういうタイプの副町長というのは余りいないのでありますが、どういうわけか経済界の皆さんだとか道庁、あるいは各省庁の皆さんに大変、かわいがっていただきました。

各省庁のトップの皆さんには、携帯番号まで教えていただいて、電話やメールのやりとりをしながら、抱える難問について御指導、御鞭撻をいただきました。

そんなことで、大変恵まれた男だというふうに思っております。

次から次と難問、職員には大変だったと思いますが、次から次と指示をさせていただきました。

それだけに、議会の皆様方も悩ましい問題が多いだけに、深い議論をしていただきまして、御決定の方向にいろいろとお導きをいただきました。そんなことで、議会議員の皆さん、そして町民の皆さんに心から厚く御礼を申し上げます。

そしてさらには、今このマイクを通して聞いている職員の皆さんにも厚く御礼申し上げたいと思います。これほど次から次へと難問を投げかけて、整理したというのも大変だったと思いますが、その難問を乗り越えるたびに、職員の皆さんがたくましくなったように私は感じておりました。

この後、後任として佐藤総務部長が15日からこの任に着きます。彼は優秀な男ですから、さらに努力をして、町政の発展に尽くしてくれるものと強く期待をしております。

いずれにしても、経済全体がグローバル化をしております。さらには、少子化ということの中で、いろいろな問題が吹き出ております。TPPも目の前に来ております。さらには、農協改革の問題等々、これからは過去の先例等々、参考にして判断するという、そんな時期はもうすでに過ぎ去っていると思います。

議員の皆さん方も、新しい発想のもとで、問題解決に当たって町の発展に導いていただきたいというふうに強く念じている次第でございます。

いずれにしても、長いこと御指導、御鞭撻を賜りました皆さん方に厚く御礼を申し上げます。最後の挨拶にしたいと思います。

どうも長いことありがとうございました。

◎副町長新任挨拶

○議長（松原政勝君）　ありがとうございます。

次に、新任の副町長お願いいたします。

○総務部長（佐藤次春君）　大変貴重な時間を割いていただきまして、御挨拶の機会をいただきますこと、大変ありがとうございます。

このたび、副町長に選任をいただきました佐藤でございます。

身に余る光栄でありますとともに、責任の重さに、ただいま大変緊張しております。

もとより浅学非才でございますけれども、水沼町政3期目の補佐役として、また、政策

及び企画をつかさどる立場として、微力ではございますが職員と一緒に、全力を尽くしたいと思います。

議員各位の御指導賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが就任の御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 以上で終わります。

皆様、大変御苦勞さまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

臨時議長

議 員

議 員

議 員